

第 161 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平 成 31 年 1 月 10 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 161 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 31 年 1 月 10 日 (木) 午後 2 時 03 分

2. 閉会年月日 平成 31 年 1 月 10 日 (木) 午後 2 時 44 分

3. 開催場所 南部町役場南部分庁舎 議場

4. 出席委員 (16 人)

会 長 1 番 赤 石 敏 文

会長職務代理 10 番 中 村 文 男

委 員 2 番 石 橋 薫

3 番 堀 内 重 男

4 番 砂 庭 周 平

5 番 工 藤 信 仁

6 番 佐々木 一 雄

7 番 三 浦 恵美子

8 番 松 村 範 明

9 番 滝 田 信 彦

11 番 河守田 雄 一

12 番 野 田 清 八

13 番 山 田 憲 幸

14 番 川守田 雄 一

15 番 梅 内 勝 治

16 番 奥 瀬 修 一

5. 欠席委員 (0 人)

6. 会議書記

事務局長 松 橋 悟

班 長 小 田 原 孝 治

総括主査 佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 6 号 貸貸借合意解約書の受理について

日程第 5 議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 29 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第 9 議案第 32 号 農地利用配分計画案に関する意見について

事務局長	<p>ただいまから、第 161 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 16 名で、委員定足数に達しておりますので、第 161 回総会 は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めること となっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。 (午後 2 時 03 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 13 番 山田憲幸 委員 14 番 川守田雄一 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 6 号「貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の朗読と説明を求めます。 小田原班長 小田原班長 それでは、報告第 6 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意に よる解約書を受理したので、報告するもので、14 件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は議案書に記載のとおりで す。</p>

小田原班長	<p>の引渡しの時期は平成 30 年 12 月 21 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 14 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 25 年 6 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まででした。今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は平成 30 年 12 月 21 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議 長	<p>次に、日程第 5 議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、6 番 佐々木一雄委員 が譲受人、10 番 中村文男会長職務代理 が譲渡人、11 番 河守田雄一 委員が貸付人 となっている事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>(佐々木一雄委員、中村文男会長職務代理、河守田雄一委員 午後 2 時 13 分退席)</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第 28 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 10 件で、所有権の移転に関するものが 8 件、使用貸借の権利の設定に関するものが 2 件であります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>山田憲幸 調査員</p>
山田調査員	<p>13 番 山田から説明いたします。</p> <p>去る 12 月 28 日、野田委員と南部町役場南部分庁舎において、議案第 28 号及び議案第 29 号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第 28 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人、貸付人、借受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、譲受人が贈与を受けて営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号 2 番から番号 4 番までの申請理由は、いずれも譲受人が 農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号 5 番と番号 6 番の申請理由は、いずれも借受人が経営移譲を受けて営農するため申請地を借り受けるものです。</p> <p>番号 7 番の申請理由は、譲受人が新規に営農するため申請地を取得するものです。</p>

山田調査員	<p>番号8番の申請理由は、譲受人が贈与を受けて営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号9番と番号10番の申請理由は、いずれも譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第28号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、佐々木一雄委員、中村文男会長職務代理、河守田雄一委員の入室を求めます。</p> <p>(佐々木一雄委員、中村文男会長職務代理、河守田雄一委員 午後2時18分着席)</p> <p>次に、日程第6 議案第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第29号について、説明いたします。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請は1件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。山田 調査員</p>
山田調査員	<p>議案第29号について、農地法第4条第2項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、申請人が所有する申請地に自己住宅を建築し転居するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>番号1番について、補足いたします。</p>

小田原班長	<p>申請地の位置ですが、名川・斗賀地区で、南部町役場本庁舎から南西約 3.6km の距離にあり、剣吉駅から北へ 220m の距離に位置する。申請地の北側及び東側は畑、南西側は宅地となっています。</p> <p>農地区分については「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担している区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>第 3 種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 29 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6 議案第 29 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 30 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第 30 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件です。</p> <p>番号 1 番は所有権の移転に関する件であります。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考ください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。山田 調査員</p>
山田調査員	<p>議案第 30 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人及び譲受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し転居するため、譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第 30 号について、補足いたします。</p>

小田原班長	<p>申請地の位置ですが、名川・森越地区で、南部町役場本庁舎から南西約 4.1km の距離にあり、10ha 以上の規模の一団の農地に接続し、申請地の北側は畑、南西側及び東側は宅地となっています。</p> <p>農地区分については「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。</p> <p>第 1 種農地の転用は、原則として認められませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第 30 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 7 議案第 30 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第 8 議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第 31 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、52 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,000 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,000 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,933 円です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p> <p>番号 6 番から番号 18 番までの 13 件は、いずれも利用目的は田、期間は 10 年 2 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 19 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,105 円です。</p> <p>番号 20 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,957 円です。</p> <p>番号 21 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,434 円です。</p> <p>番号 22 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,109 円です。</p>

小田原班長	<p>番号 23 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,439 円です。 番号 24 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,549 円です。 番号 25 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,441 円です。 番号 26 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,441 円です。 番号 27 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,548 円です。 番号 28 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,500 円です。 番号 29 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,556 円です。 番号 30 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,449 円です。 番号 31 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,308 円です。 番号 32 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,998 円です。 番号 33 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,556 円です。 番号 34 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,101 円です。 番号 35 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,442 円です。 番号 36 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,280 円です。 番号 37 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,446 円です。 番号 38 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,551 円です。 番号 39 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,441 円です。 番号 40 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,446 円です。 番号 41 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,442 円です。 番号 42 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,660 円です。 番号 43 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,552 円です。 番号 44 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 529 円です。 番号 45 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,668 円です。 番号 46 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,439 円です。 番号 47 番の利用目的は畑、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,445 円です。 番号 48 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,555 円です。 番号 49 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,446 円です。 番号 50 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,518 円です。 番号 51 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,556 円です。 番号 52 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,429 円です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>議案第 31 号について、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり）】 ご異議なしと認めます。 よって、日程第 8 議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9 議案第 32 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原班長</p>

<p>小田原班長</p>	<p>議案第 32 号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 3 件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田と畑、存続期間は平成 30 年 12 月 7 日から平成 40 年 10 月 11 日までの 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は、年額 1,970 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、存続期間は平成 30 年 12 月 7 日から平成 40 年 10 月 11 日までの 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は、年額 4,930 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は樹園地、存続期間は平成 30 年 12 月 7 日から平成 40 年 10 月 11 日までの 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は、年額 1,988 円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 32 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 9 議案第 32 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 161 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 44 分)</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 31 年 1 月 10 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員